

葉山町公共下水道審議会

（答申に関する参考資料）

令和 7 年 7 月 1 日

【1】はじめに

（答申書P.1）概要

本町では、きれいな川と美しい海を守ると共に住環境の整備や町民の公衆衛生の向上を目的として、平成4年度に下水道事業に着手し、平成10年度末より下水道の供用を開始しています。

葉山町の公共下水道の特徴は、山間部に全国でも珍しいトンネル方式の処理場を建設したことで、汚水をいったん自然流下で沿岸部にある葉山中継ポンプ場に集め、約4.7km離れた葉山浄化センターへ送水しています。浄化センターの大部分を地下に収容することで、景観への影響を最小限に抑えています。

下水道事業の概況（令和6年度末時点）

項目	概要
事業着手	平成4(1992)年4月
供用開始	平成11(1999)年3月
地方公営企業法の適用	一部適用（平成30年度より）
下水道普及率	76.9%
整備率	84.6%

※処理区域内人口とは、下水道整備済区域の人口

※下水道普及率＝処理区域人口÷行政人口

※整備率＝整備面積÷全体計画面積



【1】はじめに

（答申書P.1）地方公営企業と経営の原則

本町の下水道事業は、平成30年度より地方公営企業法の財務規定等を適用し、**地方公営企業**となりました。公営企業である公共下水道事業は、以下の原則に基づき経営されています。

<下水道事業の経営原則>

●独立採算の原則

公営企業となった公共下水道事業は、**その事業に伴う収入（下水道使用料）によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用されます。**

●「雨水公費・汚水私費」の原則

汚水の排除に要する経費については、汚水を排出する人が特定されていることや、下水道利用者は生活環境の改善等の利益を受けることから、一部の経費を除き**私費（下水道使用料）により負担することが原則です。（受益者負担の原則）**

【1】はじめに

参考：公営企業とは

本町の下水道事業は、経営の健全性や計画性・透明性の向上を図ることを目的に、平成30年度より地方公営企業法の財務規定等を適用し、地方公営企業となりました。公営企業である公共下水道事業は、以下の原則に基づき経営されています。

<下水道事業の経営原則>

●独立採算の原則

公営企業となった公共下水道事業は、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用されます。（地方財政法第六条、太字+下線部）

●「雨水公費・汚水私費」の原則

汚水の排除に要する経費については、汚水を排出する人が特定されていることや、下水道利用者は生活環境の改善等の利益を受けることから、一部の経費を除き私費（下水道使用料）により負担することが原則です。（受益者負担の原則）一方で、雨水は自然現象に起因、排除による受益が広く及ぶことから、公費により負担されます。

（地方財政法第六条、太字部）

<地方財政法第六条>

（公営企業の経営）

公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、**その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。**但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

【1】はじめに

(答申書P.1) 経営状況の概要

収入・支出の現状（令和5（2023）年度決算）

- ・維持管理費：約3.6億円に対し、下水道使用料による収入：約2.6億円と、**下水道施設の維持管理に必要な費用を、下水道使用料収入で賄えていません。**
- ・使用料収入で不足する分は、**一般会計からの基準外繰入金として、税金（町税）による補填を受けてきました。**

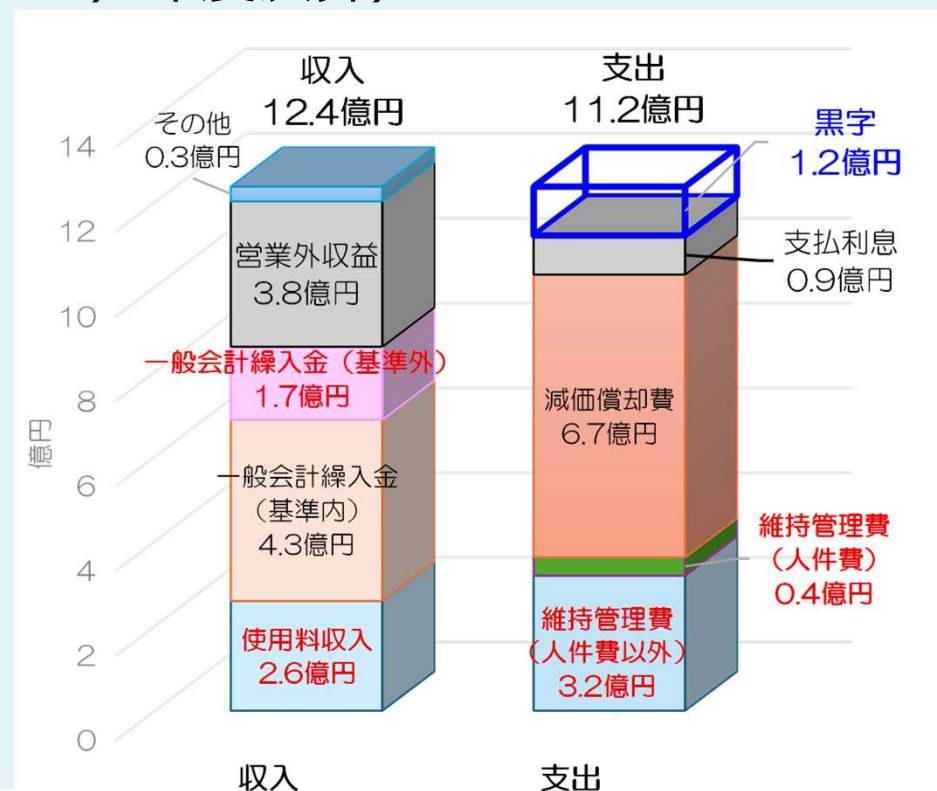


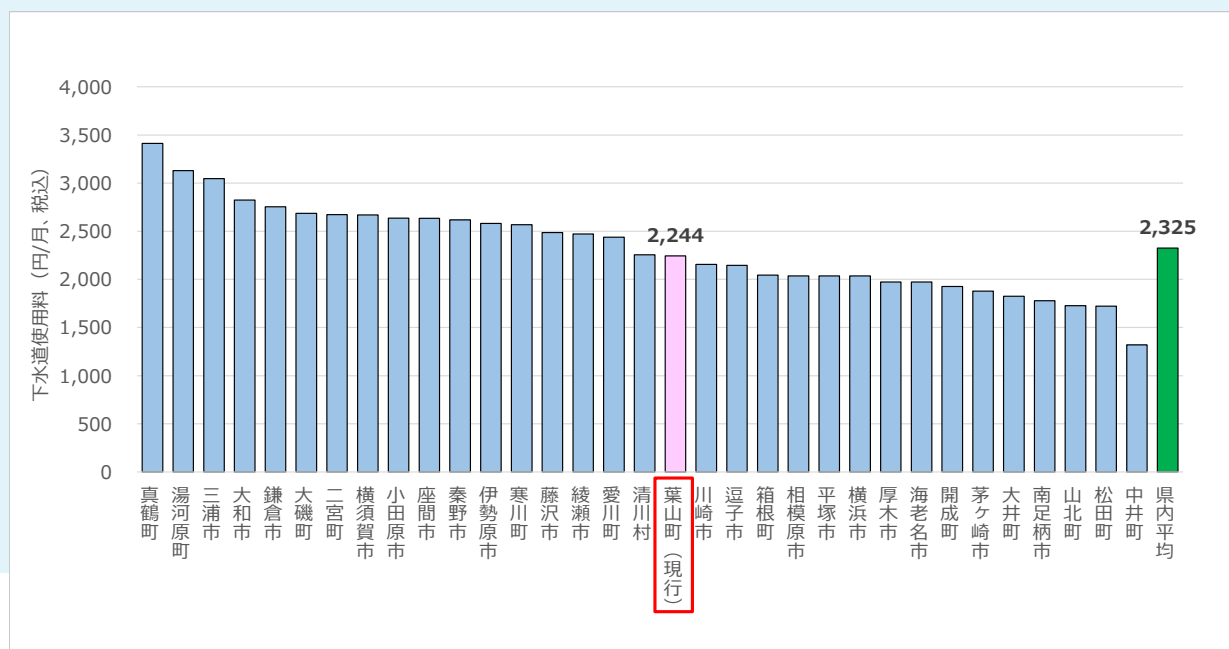
図.令和5（2023）年度決算：収益的収支

【1】はじめに

(答申書P.1) 下水道使用料の県内比較

本町の下水道使用料は平成10年度末の供用開始以降、一度も改定を行っていないため、県内でも低い水準となっています。今後、物価・人件費等の上昇が想定され、それに伴い増加する維持管理コストを、現在の使用料水準では賄うことができない見通しです。

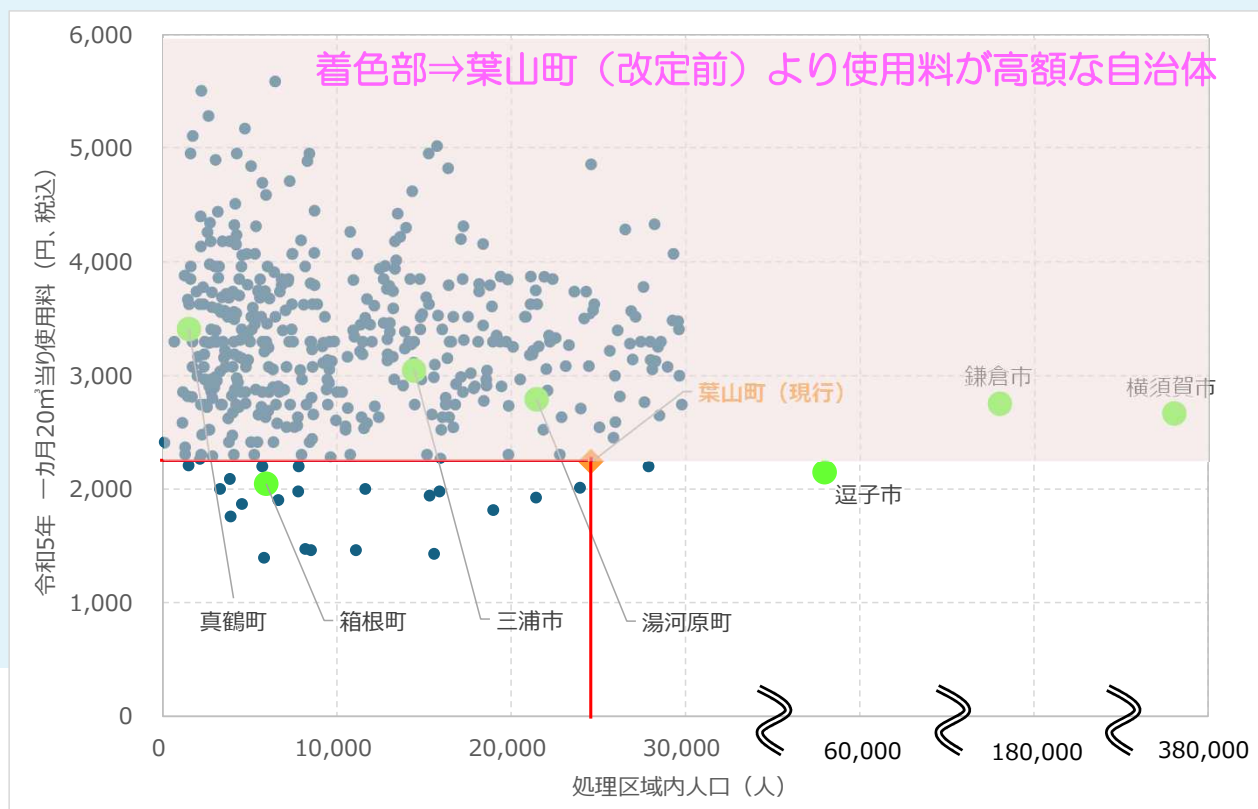
県内自治体の、1カ月・20m³使用料（税込み）（令和7年4月1日時点）



【1】はじめに

参考：下水道使用料の全国類似団体との比較

人口規模や汚水処理施設の状況が同様である全国自治体（435自治体）の、令和5年度時点の一カ月20m³当り使用料を比較しました。葉山町（改定前）の使用料は全国的にも安価な水準です。



【1】はじめに

（答申書P.1）経営戦略の概要

- ・本町では、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営計画として、令和2年度に「葉山町下水道事業経営戦略」を策定しました。
- ・経営基盤の強化に向けた取組の一つとして、財源確保、収支構造の適正化の観点から、令和8年度に下水道使用料の適正化を行うことが位置づけられています。

令和2年度経営戦略における使用料改定の概要

項 目	内 容
料金改定率	● 経営基盤の強化の観点から、料金改定の最終目標として、経費回収率 100%となる料金設定を目指す。急激な使用料増額に伴う町民負担増にならないように、段階的な料金改定を行います。 ➤ 第1段階：経費回収率 95%を目指して改定率を設定 ⇒約 150 円/m³ 改定率 12.8% ➤ 第2段階：経費回収率 100%を目指して改定率を設定 ⇒約 165 円/m³ 改定率 10.0%
料金改定時期	● 第1段階：令和8年度より新料金体系を実施 ● 第2段階：令和14年度より新料金体系を実施

【1】はじめに

(答申書P.1) 本審議会の目的

●本町の下水道事業の現状

- ・平成10（1998）年度末から供用開始
- ・平成30（2018）年度に公営企業会計に移行。「独立採算の原則」が適用
現在、必要な経費を使用料収入で賄えておらず、税金（町税）に寄る補填を受けている。
- ・平成10年度末の供用開始以降、一度も使用料改定を行っていない。県内自治体の下水道使用料を比較すると、本町の現在の下水道使用料は比較的安価な水準である。
- ・令和2（2020）年度に「葉山町下水道事業経営戦略」を策定。
経営基盤の強化に向けた取組として、令和8（2026）年度に下水道使用料の適正化を位置づけ。



本審議会では、下水道事業の経営基盤を強化し、将来にわたり安心かつ安定的な下水道サービスを提供していくために、下水道使用料について様々な観点から慎重に議論を行いました。

あわせて、下水道使用料の減免制度の今後のあり方について、福祉施策との関連性や財源のあり方についても議論を行いました。

【2】 答申内容 (1) 使用料改定の必要性

(答申書P.2) ① 収支構造の適正化の推進

- ・ 下水道事業を持続可能なものとするためには、中長期的な見通しを立て、費用構造等を踏まえた収支構造の適正化が必要であり、総務省からは「最低限行うべき経営努力として使用料収入3,000円/20m³」や国土交通省からは「使用料単価150円/m³」といった使用料水準が示されています。

(次頁参照)

- ・ 葉山町下水道事業は、令和11年3月で供用開始30年が経過し、さらに、現在の使用料単価（134円/m³）は総務省通知で求められている「最低限行うべき経営努力」の水準に達していません。また、経費回収率が低い水準（約65～74%）で推移している状況です。

⇒**経営基盤の強化にむけた財源確保、収支構造の適正化の観点から、適正な使用料水準の検討が求められています。**

【2】 答申内容 (1) 使用料改定の必要性

【資料】 下水道使用料の水準に関する総務省通知

下水道使用料の水準に関し、平成26年8月29日付で総務省より以下の通知が発出され、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上への取り組みが求められています。

第3. 公営企業の経営に係る事業別留意事項

4. 下水道事業

- ⑦下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、**最低限行うべき経営努力**として、全事業平均水洗化率及び**使用料徴収月3,000円/20m³**を前提として行われていることに留意すること。
- ⑧分流式下水道等による経費の繰出基準を踏まえ、汚水処理経費についても、使用料で賄うべき経費と一般会計で負担すべき経費とを明確に区分するとともに、**使用料が低い水準にとどまり、使用料で賄うべき経費を一般会計からの繰入等により賄っている地方公共団体にあつては、早急に使用料の適正化に取り組むこと。**

出典：通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」より抜粋（総務省自治財政局公営企業課長等通知、平成26年8月29日）

本町における月20m³あたりの下水道使用料は2,040円（税抜）であり、国が求める「最低限行うべき経営努力：3,000円/20m³=150円/m³」の水準に達していません。また、現在は**下水道使用料で賄うべき経費を一般会計からの繰り入れにより賄っている状況**であり、使用料の適正化に向けた取り組みが急務となっています。

【2】 答申内容 (1) 使用料改定の必要性

【資料】 収支構造の適正化に向けた国土交通省事務連絡

令和2年7月22日付けで国土交通省より以下の事務連絡が発出され、収支構造適正化に向けた取組を踏まえ、着実に収支構造の見直しの検討を進める要請がありました。

収支構造の適正化に積極的に取り組む地方公共団体を重点的に支援するため、公営企業会計を適用した地方公共団体において、以下のいずれかに該当する場合は、当該団体が行う汚水処理に関する事業について、社会資本整備総合交付金の重点配分の対象としないこととします。

- ・ **ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。**
- ・ **令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。**

出典：事務連絡「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」より抜粋（国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課 企画専門官 令和2年7月22日）

本町の下水道事業は、平成11年3月に供用開始したことから、経営戦略の計画期間内である令和11年3月で供用開始30年が経過し、さらに現在の使用料単価（134～135円/m³）、経費回収率（約65～74%）を考慮すると、現状の料金体系を維持した場合、資本費の重要な財源である社会資本整備総合交付金（国補助金）の重点配分の対象外となる可能性があります。

経営基盤の強化にむけた財源確保と収支構造の適正化の観点から、下水道使用料改定の検討が急務となっています。

【2】 答申内容 (1) 使用料改定の必要性

(答申書P.2) ②下水道施設の老朽化対策

令和7年に埼玉県八潮市で下水道管路の破損が起因と考えられる道路陥没事故に、道路上の運転手が巻き込まれ死亡する事故が発生しました。この事故では、多くの方々が下水道の使用自粛を求められるなど、多大なる影響を与える事態となり、下水道施設に不具合があった際の町民生活への影響の大きさが再認識されました。

近年の、老朽化した管きよによる陥没事故事例（全国）

発生日	場所	主な原因	規模・被害状況
令和6年9月4日	千葉県 市原市	老朽化した管渠・函渠（水道管の腐食・破損の可能性）	4車線にわたり陥没。主要国道の交通寸断。人的被害なし。
令和6年9月～10月	茨城県 水戸市	老朽化した下水道管による土砂流出	歩道が陥没（幅約2m x 長さ5m x 深さ約5m）。同箇所でも3回繰り返す。
令和7年1月28日	埼玉県 八潮市	老朽化した下水道管の破損	当初：直径約5m、深さ約10m。後に直径40m超に拡大。2tトラック転落、運転手1名閉じ込め（後に死亡確認）。周辺で二次陥没、看板・電柱被害。広範囲（約120万人）に節水要請。

【2】 答申内容 (1) 使用料改定の必要性

(答申書P.2) ②下水道施設の老朽化対策（処理場・ポンプ場）

葉山浄化センター及び葉山中継ポンプ場は供用開始（1999年）から20年以上を経過し、耐用年数（10～15年）を超過している施設の老朽化が急速に進展し、多額の修繕費用・更新費用がかかっています。

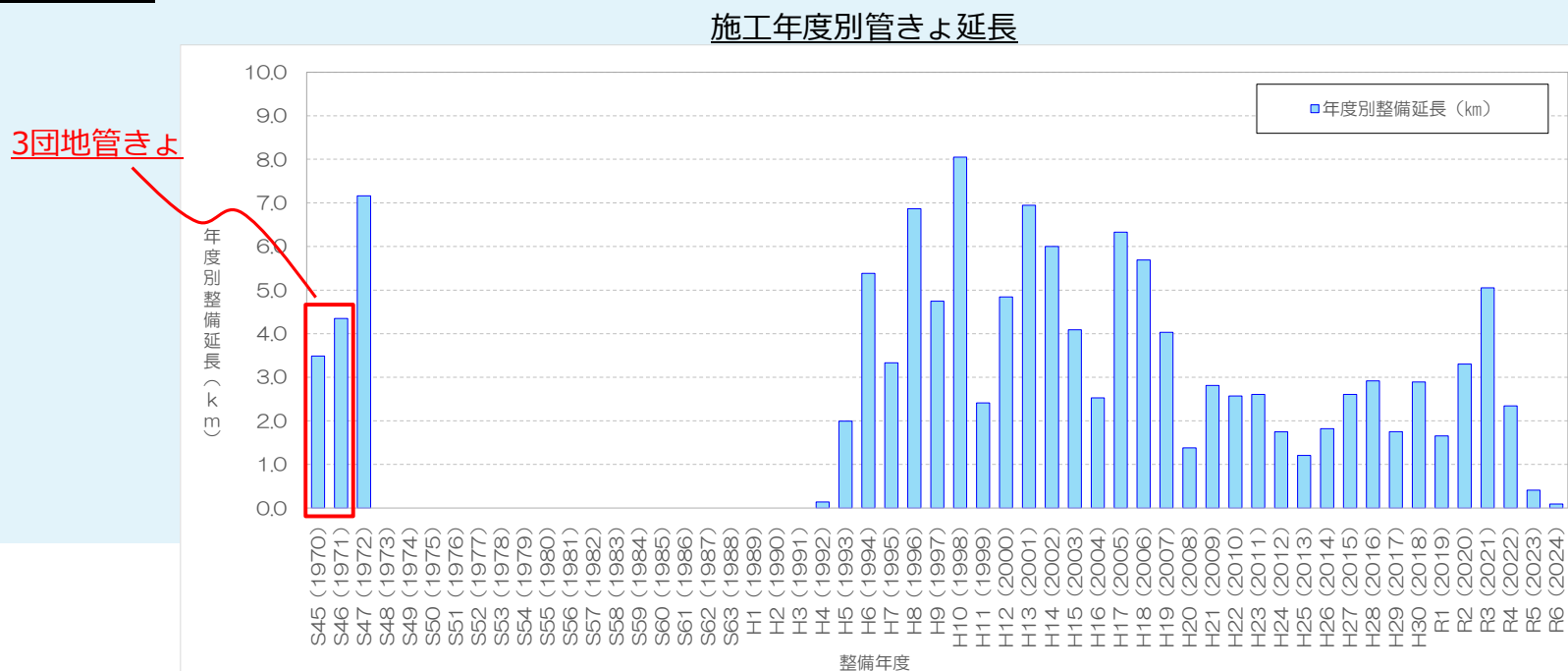
葉山町における機械等設備の劣化状況の写真



【2】 答申内容 (1) 使用料改定の必要性

(答申書P.2) ②下水道施設の老朽化対策（管きょ）

本町では令和6年度末で約120kmの管きょが整備済みです。下水道事業の供用開始時（1999年）に整備された管きょは、耐用年数（50年）を迎えておらず、葉山町の管きょは比較的新しいといえますが、下水道に接続予定の3団地（東伏見台、パーク・ド・葉山四季及びシーライフパーク）の管きょは耐用年数である50年をすでに経過しており、今後、多額の修繕費用及び更新費用がかかる見込みです。



※昭和47年度の「整備延長」は、平成11年度にイトーピア団地管路施設を接続したものです。

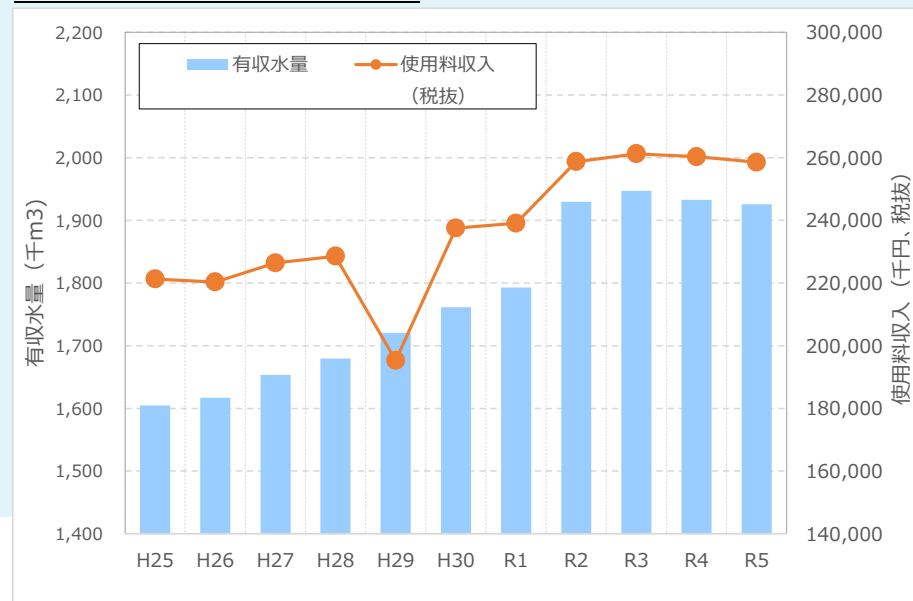
【2】 答申内容 (1) 使用料改定の必要性

(答申書P.3) ③人口減少・下水道使用水量の減少と、収入の減少

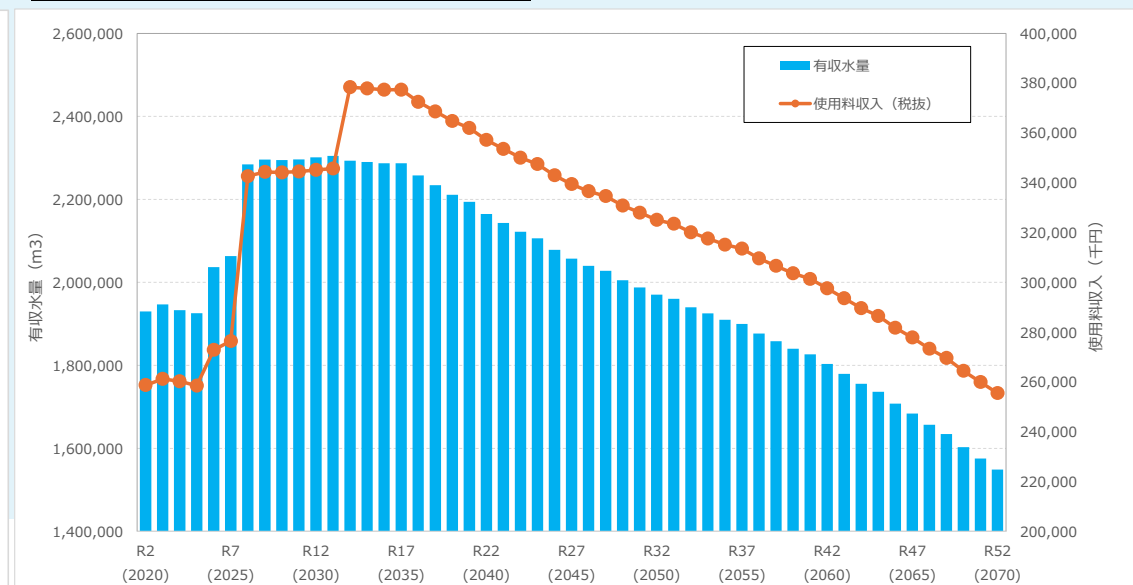
葉山町でも少子高齢化の影響により、将来的に町全体の人口が減少し、それに伴い下水道に接続する世帯の減少が見込まれています。

また、近年は節水意識の向上や節水機器の普及により、下水道使用水量が減少傾向にあり、今後は更に下水道使用水量が減少し、使用料収入の減少が進行していくものと想定されます。

有収水量・使用料収入の実績



有収水量・使用料収入の将来見通し



【2】 答申内容 (1) 使用料改定の必要性

(答申書P.3) ④現在の経営状況と一般会計繰入金への過度な依存解消

- ・ 葉山町下水道事業は、運営に必要な費用を下水道使用料及び国の定める基準に基づく範囲の一般会計繰入金だけでは賄えていない状況であり、一般会計繰入金に収入の多くを依存しています（「【1】はじめに」参照）。
- ・ 一方、一般会計においても財政面での厳しさが増し、各種町民サービスや公共施設の老朽化対策に影響を与える可能性が高い状況となっています。

⇒ **一般会計繰入金への過度な依存を解消し、運営に必要な費用を賄うための下水道使用料収入の確保に向けた適正化を図ることが必要です。**

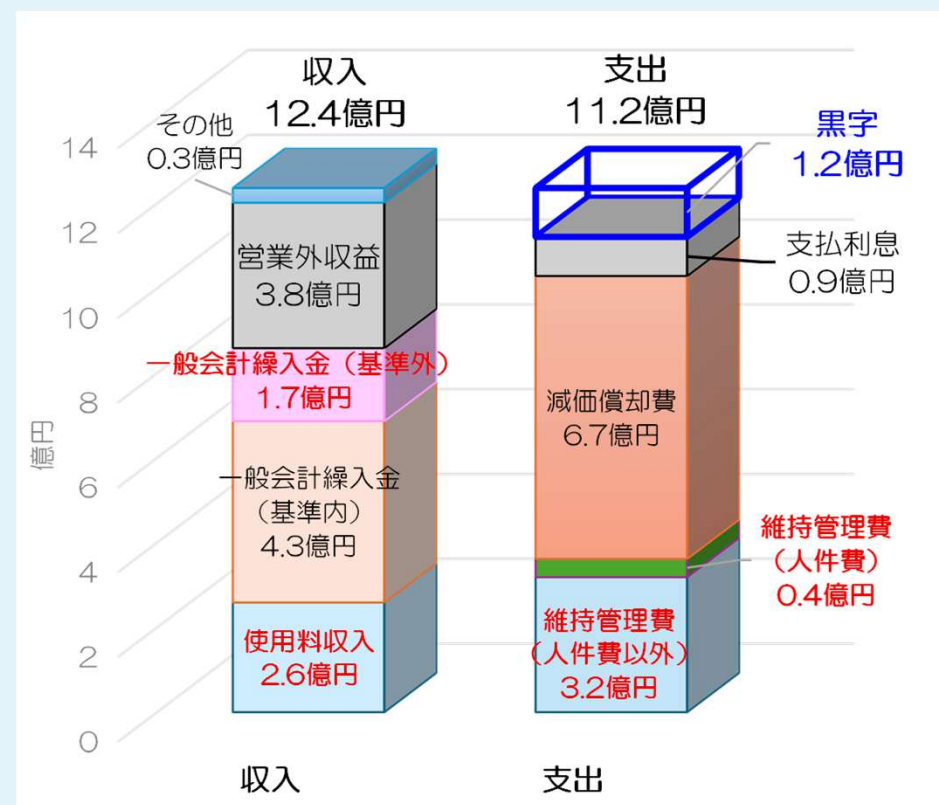


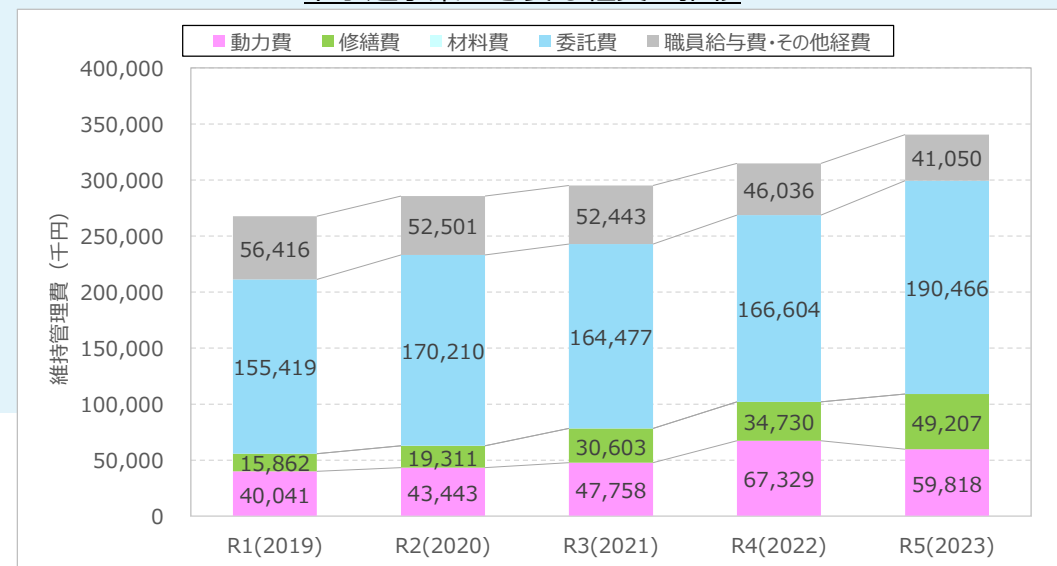
図.令和5（2023）年度決算：収益的収支

【2】 答申内容 (1) 使用料改定の必要性

(答申書P.3) ⑤物価上昇、金利上昇による経費の増加

- ・本町では、事業費の削減及び下水道事業運営の効率化に向けて、民間企業のノウハウや創意工夫を活用した官民連携事業を実施しており、今後も更なる効率化に向けて官民連携事業を導入する方針です。
- ・しかしながら、エネルギー価格高騰に伴う物価上昇や、人手不足等に由来する人件費の増加、借り入れた企業債（借金）の支払利息増加により下水道事業の運営に必要な経費が近年、増加を続けており、将来的にさらなる増加が見込まれています。

下水道事業に必要な経費の推移



【2】 答申内容 (1) 使用料改定の必要性

(答申書P.3) ⑤物価上昇、金利上昇による経費の増加

●R2経営戦略策定時の想定と現状の主な違いは以下のとおりです。

○増額+減額要因

- ・ 職員給与費：R2経営戦略の8人から1名削減の7人で想定、職員一人当たりの給与が増加
→令和8（2026）年～令和10（2028）年の間：▲1,995千円

○増額要因

- ・ 労務単価（＝委託を行う際の費用）の高騰
→令和8（2026）年～令和10（2028）年の間：+90,665千円
- ・ 物価上昇に伴う、電気料金・薬品等の資材価格の高騰
→令和8（2026）年～令和10（2028）年の間：+124,582千円
- ・ 現行経営戦略では想定していなかった緊急修繕の増加に伴う処理場等の修繕費用の増加
→令和8（2026）年～令和10（2028）年の間：+84,668千円
- ・ 政策金利の上昇に伴う、企業債の支払利息の増加
→令和8（2026）年～令和10（2028）年の間：+69,709千円
- ・ 近年は物価上昇や人件費の上昇が毎年続いており、今後も上昇傾向（2%/年）が続くものと想定



このような費用上昇の影響等により、令和8（2026）年～令和10（2028）年の間に要する費用は、現行経営戦略で見込んでいた費用の約1.5倍を想定しています。

【2】 答申内容 (1) 使用料改定の必要性

(答申書P.3) ⑤物価上昇、金利上昇による経費の増加

・物価上昇等による経費増加の将来見込み

項目	見通し	令和8（2026）～令和16（2034）年度 事業費	
修繕費	施設の老朽化や物価上昇の影響により現行経営戦略の想定より大幅に増加することを想定しています。	令和2年度経営戦略見込み	193百万円
		今回見直し	575百万円
		差額	+382百万円
動力費	電気料金の高騰により、現行経営戦略の想定より大幅に増加することを想定しています。	令和2年度経営戦略見込み	422百万円
		今回見直し	820百万円
		差額	+398百万円

【2】 答申内容 (2) 下水道事業の経営改善の必要性

(答申書P.3)

・現状の業務執行体制を維持しつつ、さらなる執行体制の強化・効率化に向け、官民連携（PPP/PFI）事業を活用する方針です。

◆葉山浄化センター、葉山中継ポンプ場

：維持管理、改築・更新、運営を一体的に実施する**コンセッション方式**を令和9（2027）年度から

◆管路施設

：維持管理、改築・更新を一体的に実施する**管理・更新一体マネジメント方式**を令和8（2026）年度から

・活用による効果

◆長期契約によりスケールメリットが働き、民間事業者の経営ノウハウが発揮⇒**事業費の縮減**

◆設計、工事発注・契約等が一元化することによる事務負担の低減⇒**業務執行体制の強化**

葉山町下水道事業ウォーターPPP導入事業スケジュール

方式	対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降
コンセッション方式	①葉山浄化センター ②葉山中継ポンプ場 ③①・②を結ぶ幹線 ④マンホールポンプ	導入可能性調査 実施方針（案） の作成	実施方針 公募書類 の作成	事業者選定	事業開始	
管理・更新一体 マネジメント方式	○管路施設	導入可能性調査 各種情報整理 実施方針 公募書類の作成	事業者選定	事業開始		

【2】 答申内容 (2) 下水道事業の経営改善の必要性

(答申書P.3) 官民連携事業導入による、費用削減効果の見通し

項目	内容	令和8(2026)～ 令和16(2034) 事業費	
		令和2年度経営戦略 見込み	8,041百万円※
ストックマネジメント計画に 基づく点検調査・改築更新事業	計画的な点検・調査と改築・ 更新事業に向け策定した「ス tockマネジメント計画」に 基づき、事業を推進します。	官民連携なし	7,319百万円
		官民連携による 経営の効率化	6,677百万円
		差額	▲642百万円

◆「官民連携なし」と「官民連携による経営の効率化」の差：約9%

⇒管路・処理場施設における官民連携事業の導入により、長期契約によるスケールメリット・民間事業者の経営ノウハウが発揮されることで、さらなる事業費の低減につながりました。

【2】 答申内容 (2) 下水道事業の経営改善の必要性

(答申書P.3) 官民連携事業導入による、費用削減効果の見通し

項目	見通し	令和8（2026）～令和16（2034）事業費	
修繕費	施設の老朽化や物価上昇の影響により現行経営戦略の想定より大幅に増加することを想定しています。 <u>官民連携事業による効率的な維持管理・修繕により、増加幅が抑えられる見込みです。</u>	令和2年度経営戦略見込み	193百万円
		官民連携なし	575百万円
		官民連携による経営の効率化	565百万円
		差額	10百万円
動力費	電気料金の高騰により、現行経営戦略の想定より大幅に増加することを想定しています。 <u>官民連携事業導入後も維持する施設は変わらないため、動力費は同額の見通しです。</u>	令和2年度経営戦略見込み	422百万円
		官民連携なし	820百万円
		官民連携による経営の効率化	820百万円
		差額	同額

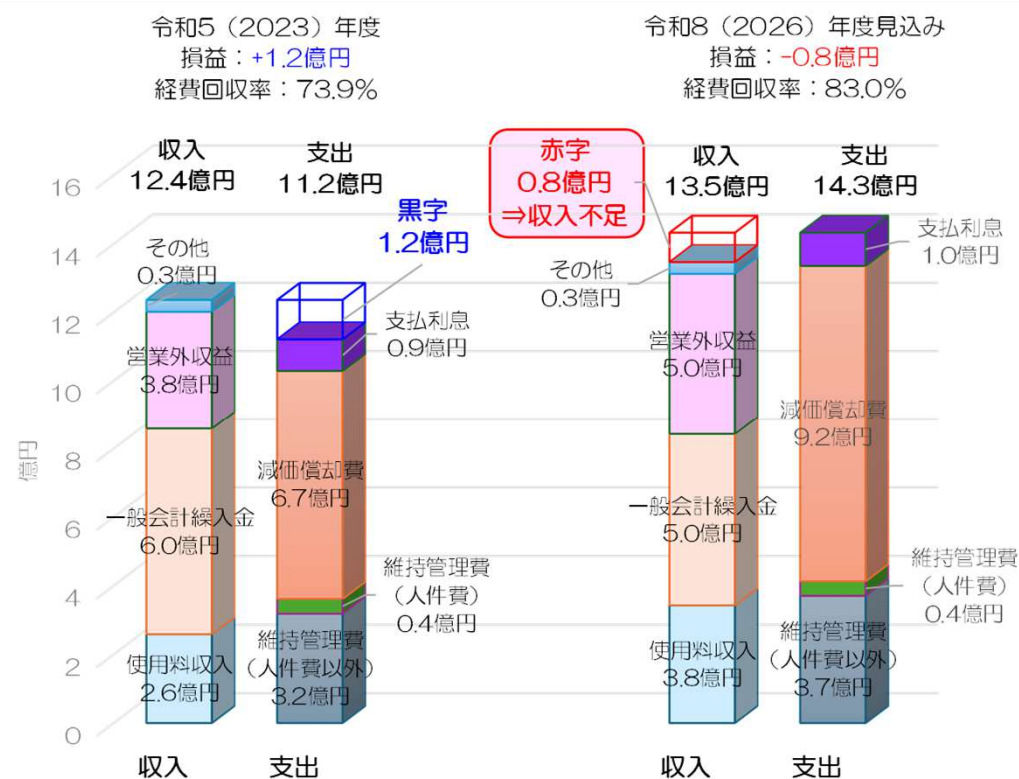
【2】 答申内容 (3) 下水道使用料改定時期と算定期間

(答申書P.4) 使用料改定を行わない場合の将来収支の見通し

・下水道使用料を改定しない場合、令和8年度以降に下水道事業の損益が赤字に転じ、令和12年度末には資金残高がマイナスとなり、下水道事業の継続が困難となる試算です。

⇒事業継続に支障が生じることの無いように、使用料改定を早期に実施する必要があります。

・使用者への十分な周知と理解を得ることを考慮し、令和8年4月を改定時期とすることが適当であると判断しました。

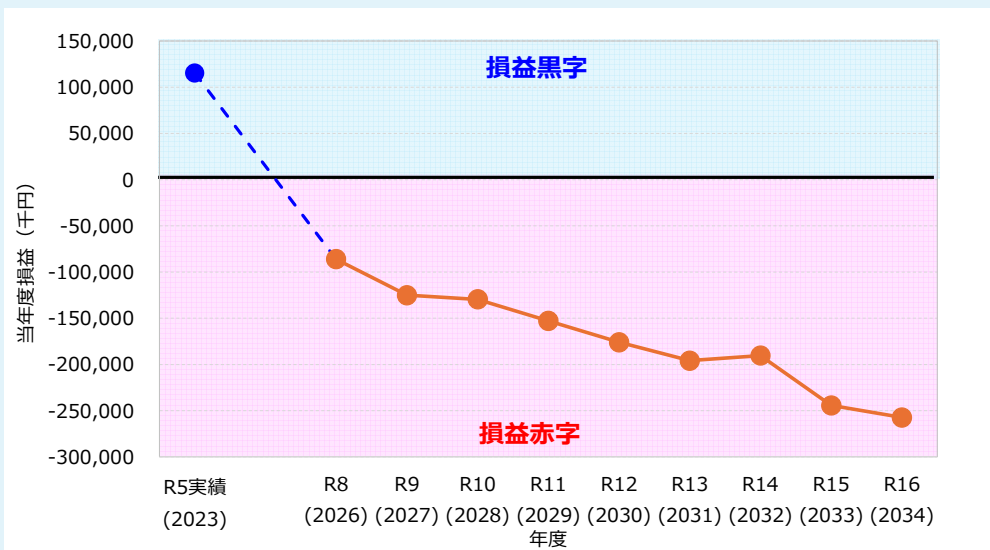


令和5 (2023) 年度決算と令和8 (2026) 年度見込み

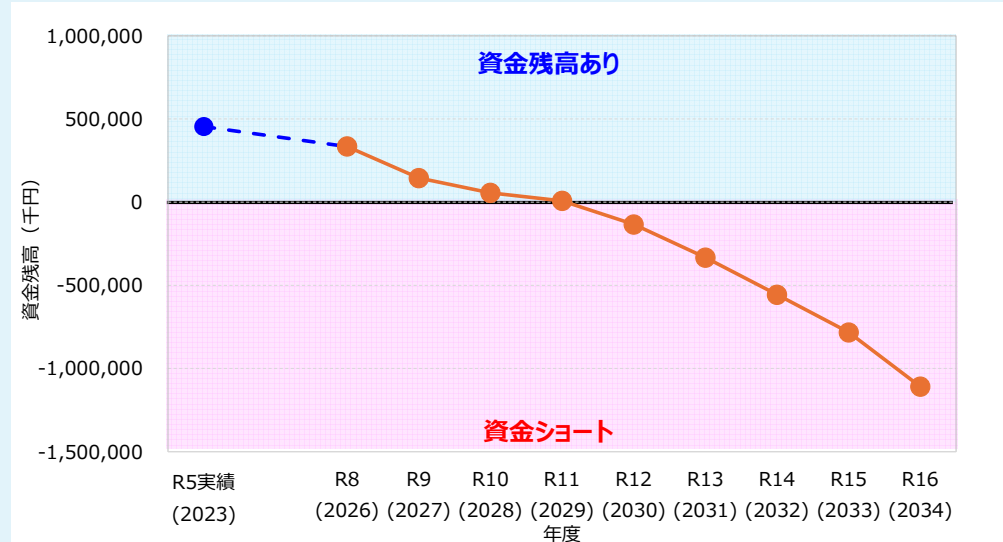
【2】 答申内容 (3) 下水道使用料改定時期と算定期間

(答申書P.4) 使用料改定を行わない場合の将来収支の見通し

令和8（2026）年～令和16（2034）年度損益見込み



令和8（2026）年～令和16（2034）年度資金残高見込み



【2】答申内容 (3) 下水道使用料改定時期と算定期間

(答申書P.4) 使用料算定期間

: 下水道使用料を算定するための『使用料対象経費の積算期間』のこと

「下水道使用料算定の基本的考え方 2016年版 公益社団法人日本下水道協会」では、以下のとおり示されています。

下水道使用料は、日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたってその期間を設定することは、予測の確実性を失うことになる。これらのことから、**使用料算定期間は一般的には3年から5年程度に設定**することが適当である。

出典：「下水道使用料算定の基本的考え方 2016年版 公益社団法人日本下水道協会」より抜粋

(本町の現状、審議会での意見)

- ・ 供用開始の平成10（1998）年度以降、25年間使用料改定を未実施
- ・ 近年の物価上昇は、過去に類を見ない状況であり、将来予測は非常に難しい状況。
- ・ 使用料改定による効果を見極めながら、短いスパンで少しずつ見直しを行うべき。

以上の点から、使用料改定を予定している

令和8（2026）年度から3年間：令和8（2026）年度～令和10（2029）年度
と設定しました。

【2】 答申内容 (4) 使用料改定内容

(答申書P.4) 使用料改定における目標

- ・使用料改定を行わない場合、令和8年度から収支が赤字となり、将来的に資金残高がマイナス（資金ショート）となる見通しです。収支の赤字が続くと以下のような影響が想定されます。
 - 収支の赤字が継続すると、下水道事業が保有する資金の減少が続き、いずれ資金ショート（当面の支払いに必要な資金が無くなる状態）におちいります。
 - 資金ショートにおちいると、維持管理に要する電気代や薬品代などの支払いができなくなり、下水道による汚水処理を継続できなくなります。
 - 下水道事業の赤字を一般会計（町税）に補填してもらうことは、一般会計の財政が厳しい状況となっていることから、本町では困難な状況です。
 - 赤字解消のために工事などの支出を抑制する方法が考えられますが、施設の機能維持のために必要な工事を後回しにすると、下水道管路や処理場施設の破損により下水道を使用できなくなったり、道路陥没による事故が発生する恐れがあります。

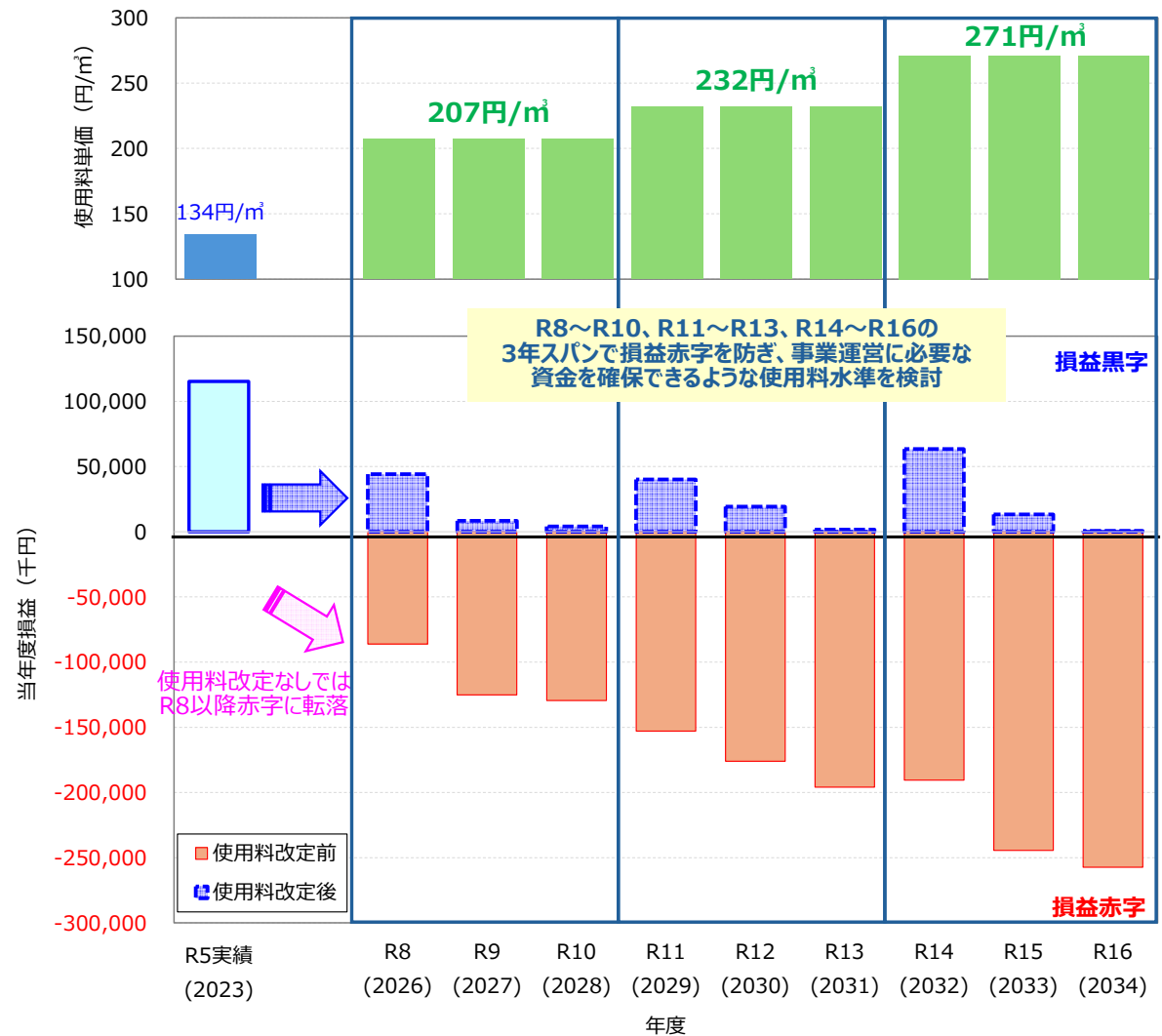


使用料算定期間の3年間、毎年損益黒字を確保するために必要な水準となるよう使用料の改定を行います。

【2】 答申内容

(4) 使用料改定内容

(参考)
使用料改定による
損益黒字確保の
イメージ



【2】 答申内容 (4) 使用料改定内容

(答申書P.4) 改定前後の使用水量別使用料金（2か月当たり、税込）

2か月 使用水量	モデルケース	現行 使用料金	改定後 使用料金	差額	改定率	改定率
16 m3	1人世帯	1,408	2,640	1,232	88%	平均 55%
20 m3	1人世帯	1,848	3,212	1,364	74%	
25 m3	2人世帯	2,398	3,927	1,529	64%	
30 m3	2人世帯	2,948	4,642	1,694	57%	
40 m3	3人世帯	4,488	7,062	2,574	57%	
50 m3	4人世帯	6,358	9,922	3,564	56%	
100 m3	アパート、保育所	17,468	26,422	8,954	51%	
200 m3	学校、飲食店	44,968	67,122	22,154	49%	
500 m3	学校、スーパー	145,068	215,622	70,554	49%	
1,000 m3	大型店舗、福祉施設	330,968	489,522	158,554	48%	
2,500 m3	大型店舗、福祉施設	913,968	1,336,522	422,554	46%	

【2】 答申内容 (5) 下水道使用料体系の考え方

(答申書P. 5) 下水道使用料料金表：基本料金、従量料金（2か月当たり、税抜）

区分	排水量	現行	改定後
基本使用料	16m ³ まで	1,280円	2,400円
超過使用料 (1m ³ につき)	17m ³ ～30m ³	100円	130円
	31m ³ ～40m ³	140円	220円
	41m ³ ～60m ³	170円	260円
	61m ³ ～100m ³	210円	310円
	101m ³ ～200m ³	250円	370円
	201m ³ ～400m ³	290円	430円
	401m ³ ～600m ³	330円	490円
	601m ³ ～1,000m ³	340円	500円
	1,000m ³ ～2,000m ³	350円	510円
	2,001m ³ ～	360円	520円

【2】 答申内容 (5) 下水道使用料体系の考え方

★下水道使用料体系とは

使用料体系とは、使用料対象経費を個々の使用者に対してどのように配分し、負担して頂くかということを経系化したものです。

★使用料体系の基本原則

使用料体系の基本原則は、下水道法第20条第2項で規定されています。その主旨は、以下の3点です。

- 使用者が排除した下水の量及び質等に応じた妥当な使用料であること
- 特定の使用者に対して不当な差別的取扱いをする使用料であってはならないこと
- 定率又は定額をもって明確に定めること

なお、具体的な使用料体系の設定にあたっては、以上の主旨を踏まえて、各地方公共団体の排水需要の実態、下水道事業の実情等を十分に勘案して行うことが適当とされています。

【2】 答申内容 (5) 下水道使用料体系の考え方

本町の下水道使用料体系と課題

①基本使用料

- ・経営の安定化の観点から、**固定費を基本使用料へ合理的に配賦する改定が必要。**
- ・一方で、基本使用料の大幅な増額は小口使用者の大幅な改定になるため留意。

②基本水量制

- ・国土交通省「下水道経営のあり方検討会」では「廃止が望ましい」との提言。
- ・改定率が非常に高く（54.5%）、基本水量制を廃止した場合、少量排水者への影響が大きくなるため、**今回の使用料改定では現行制度を維持する方針。**
- ・将来的に基本水量制の解消に向けた検討を進める。

基本使用料		超過使用料（1m ³ につき）	
排水量	使用料金	排水量	使用料金
16m ³ まで	1,280円	17m ³ ～30m ³	100円
		31m ³ ～40m ³	140円
		41m ³ ～60m ³	170円
		61m ³ ～100m ³	210円
		101m ³ ～200m ³	250円
		201m ³ ～400m ³	290円
		401m ³ ～600m ³	330円
		601m ³ ～1,000m ³	340円
		1,000m ³ ～2,000m ³	350円
		2,001m ³ ～	360円

※消費税抜き

③累進使用料制

- ・大口使用者である少数（全体の3.5%）の事業者に、23.5%の使用料収入を依存している状況であり、下水道事業経営に影響を及ぼすリスクは高くなっている。
- ・使用水量区分ごとの使用者分布の実態を踏まえつつ、見直しを検討。

【2】 答申内容 (5) 下水道使用料体系の考え方

(答申書P.5) 下水道使用料体系の考え方

項目	内容	改定の考え方
基本水量 (基本使用料のみで 使用できる水量)	16m ³ のまま 継続	・改定幅が非常に高く、基本水量制を廃止した場合、少量排水者への影響が大きくなるため、今回の使用料改定では現行制度を維持します。 ・将来的には、基本水量制の解消に向けた検討を進めます。
基本使用料 (使用していなくても 最低限支払いいただく 使用料)	1,280円/ 2カ 月から 2,400円/2カ月 (税抜)へ 増額改定	・固定費（施設規模に応じて固定的に必要となる費用）を、固定的な収入である基本使用料で負担する割合を上げることで、使用水量の増減に影響されにくい経営基盤を構築するための改定です。 ・総務省通達に示される「最低限の経営努力：3,000円/20m³（150円/m³）」を基にしたときの、基本水量16m³の使用料金を参照しています「16m³×150円/m³=2,400円」。
従量単価 (基本水量を超える 水量について、水量 の増加に伴い増加する 使用料)	現行の10ランク のまま、m ³ 当たり 単価を増額改定	・本町の従量使用料の課題として、大口使用者である少数の事業者の使用料収入を依存しており、大口使用者の動向により使用料収入が変動する経営上のリスクがあります。 ・理想としては、大口使用者の従量料金を下げることが望ましいですが、その場合に下水道事業の収益黒字を確保するためには、大口利用者が負担していた料金を少量排水者（一般家庭）に負担して頂く必要があり、少量排水者の負担が急増する恐れがあります。 ・よって、今回の改定では以下の点を考慮して従量単価改定を行いました。 ● 基本使用料の増額改定を踏まえ、少量利用者の改定幅を押さえられるよう配慮 ● 多量排水者には、一定の負担を求めつつ、現状よりも相対的な負担の軽減につながるような従量単価を設定。

【2】 答申内容 (5) 下水道使用料体系の考え方

(参考) 基本水量制について

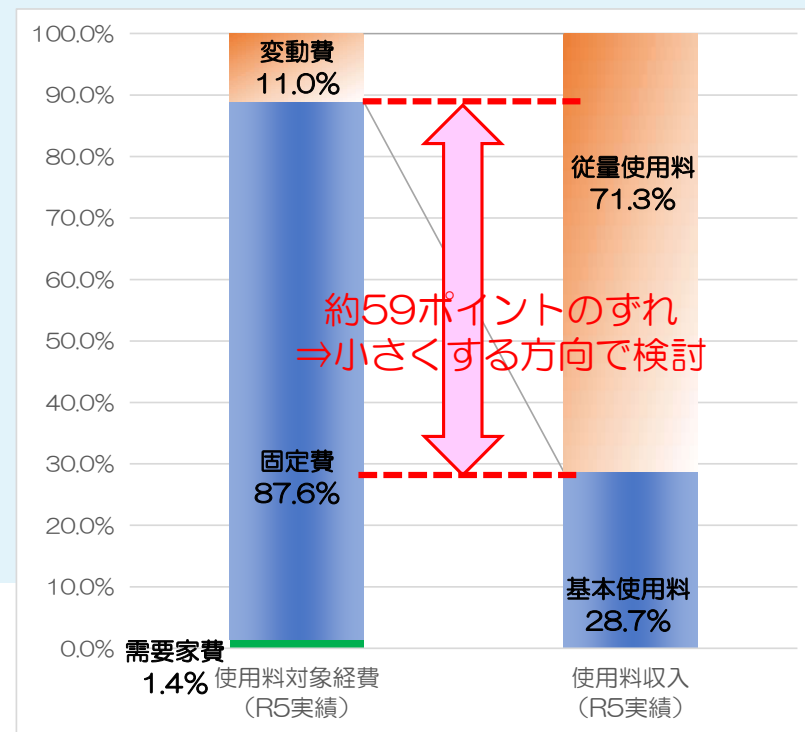
- ・ 基本水量制は、生活に必要な最低限の発生下水量を基本料金に含めることで、接続を促し、公衆衛生の向上に寄与することを目的に採用されている制度です。
- ・ 基本水量制は県内のほとんどの自治体で採用されている制度ですが、**節水意識の高い使用者に対する公平性の観点、事業者にとっての安定的な使用料収入の確保の観点**から、「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会報告書」（令和2年度、国土交通省）の提言では**解消することが望ましい**ことが示されています。
- ・ 本町においても、基本水量（16m³/2ヶ月）以内の水量の利用者は全体の約28%（令和5年度）を占め、少量排水者の節水動力が使用料に反映されていない状況であると言えます。
- ・ 一方で、基本水量の変更は、変更時の改定率の大幅な使用料改定となる点や、県内の近隣自治体の動向を考慮すると、激変緩和策を設けた対応が必要とも考えられます。

⇒今回の使用料改定においては、平均改定率が54.5%と高率であり、**基本水量の廃止は少量利用者への影響がより大きくなることから、基本水量制は現行制度を維持する方針とし、将来的に基本水量制の解消に向けた検討を進める方針としたいと考えます。**

【2】 答申内容 (5) 下水道使用料体系の考え方

(参考) 基本使用料の考え方について

- ・ 施設型事業である下水道事業は、使用料対象経費に占める固定費（使用水量、使用者数に関わらず、施設規模に応じて固定的に発生する費用）の割合が高い傾向にあります。
- ・ 固定費は、使用水量に関係なく料金が発生する基本使用料で回収することが本来的に望まれますが、**令和5年度実績では基本使用料の収入が全体の約29%であるのに対し、固定費は約88%を占めており、固定費を基本使用料で十分に回収できていません。**
- ・ 経営の安定化の観点から、**基本使用料に配賦する固定費の割合を高める（基本使用料による収入を増額し、固定費の負担割合を上げる）方向で検討をすすめました。**



【2】 答申内容 (6) 減免制度について

現行の下水道使用料減免制度

〈減免の対象（下水道条例施行規則第25条より引用）〉

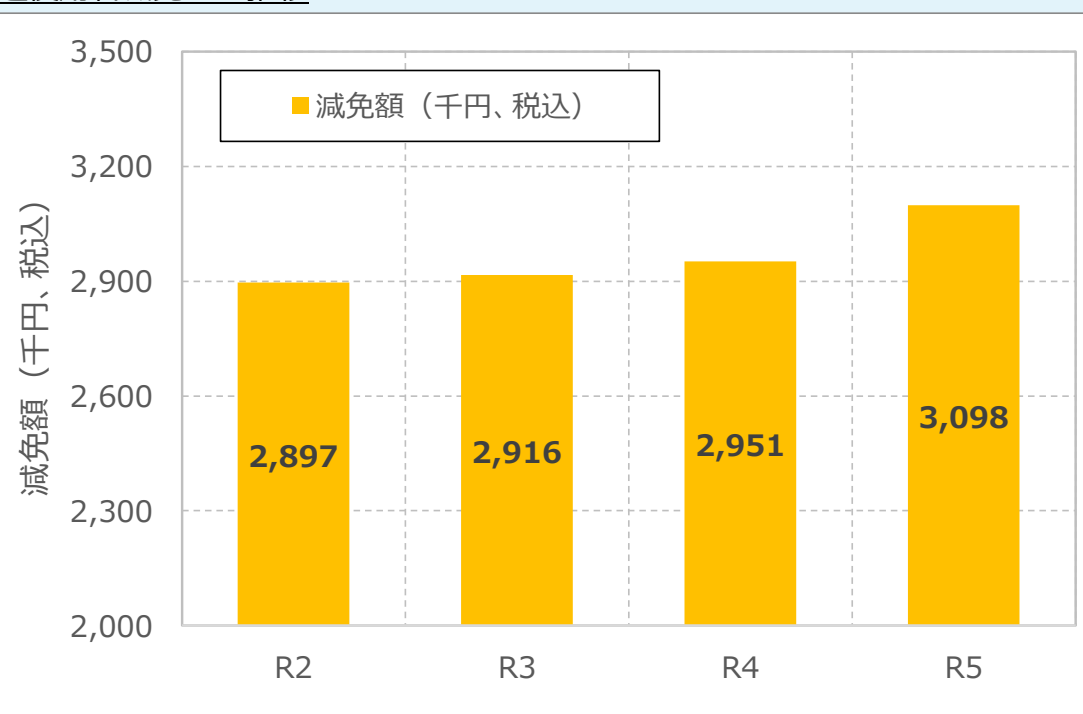
1. **生活保護法の規定による扶助を受けている世帯。全額を免除**
2. **次に掲げる者が世帯にいるとき。基本料金に相当する額を免除**
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の程度が1級、2級又は3級に該当する者
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において障害の程度が最重度（A1）、重度（A2）又は中度（B1）と判断された者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級1級又は2級に該当する者
3. **社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉事業の用に供する施設（国又は地方公共団体が経営するもの及びこれらの者から経営を委託されたものを除く。）及びこれに準ずるものと町長が認めた施設を経営するとき。基本料金に相当する額を免除**
4. **災害その他特別の事由があると町長が認めたとき。一部又は全部を免除**

【2】 答申内容 (6) 減免制度について

現在、減免された分の使用料収入に対して、一般会計等からの補填は無く、下水道企業会計の自己財源で賄っている状況です。

下水道使用料減免額の推移

年度	項目	減免額
		(千円、税込)
令和2年	2020	2,897
3年	2021	2,916
4年	2022	2,951
5年	2023	3,098



【2】 答申内容 (6) 減免制度について

(答申書P.5)

- ・ 減免制度は下水道による処理を開始した平成10年度より導入されています。
減免制度導入の経緯の詳細は不明ですが、福祉政策的な観点から導入されたものと想定されます。
- ・ 使用料減免制度は、**公営企業の目的の一つである「公共の福祉の増進」の観点から、意義のある政策といえます。**
- ・ 一方、下水道事業は平成30年度から公営企業会計に移行しており、独立採算を基本とし、受益者負担の原則による運営が求められています。**減免制度は受益者負担の原則に対し、例外事項と判断できます。**
- ・ また、使用料減免制度は福祉政策的な意味合いが強く、その収入の補填については「その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」(地方公営企業法第十七条)と判断できます。



- ・ **福祉的な視点からの減免は、制度の趣旨を鑑みると公営企業会計の独立採算の適用外として一般会計繰入金で賄うべきである。町下水道事業が独自に制度を導入したという経緯を踏まえ、減免に必要な財源負担の在り方については、町福祉部局との調整を早急に進めていくことが適当**